

○みよし市友好の森条例施行規則

平成17年 3 月31日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、みよし市友好の森条例（平成17年三好町条例第 2 号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第 2 条 みよし市友好の森（以下「友好の森」という。）の利用期間は、4 月 1 日から11 月30日までとする。

2 友好の森の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(利用の手続)

第 3 条 友好の森を利用しようとする者は、利用しようとする日の10日前までに、みよし市友好の森利用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請があった日から起算して 3 日以内に友好の森の利用の可否について決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、速やかにその旨を通知するものとする。

(1) 友好の森の利用について許可する旨の決定 みよし市友好の森利用許可通知書（様式第 2 号）

(2) 友好の森の利用について許可しない旨の決定 みよし市友好の森利用不許可通知書（様式第 3 号）

2 前項の規定による許可を受けたものは、友好の森を利用しようとするときはみよし市友好の森利用許可書を巡視員に提示しなければならない。

(事故等の届出)

第 5 条 友好の森を利用する者は、友好の森の施設を破損し、若しくは滅失したとき又は事故を発見したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。